

保護者 殿

小桜保育園

園長 藤戸鉄也

平成31年度 保育所入園手続きについて

1. 2号認定、3号認定の方の提出書類は以下となります。

◆在園児の方

- ①支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書（現況届）・・・園児一人に1通
- ②保育所等申込補助票（変更がある場合）・・・園児一人に1通
- ③就労証明書・自営業申立書・・・父・母各1通
- ④求職中の方は『保育所等入園に関する申立書（求職活動申立書）』・・・1通

◆新規入園児

- ①支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書・・・入園希望児一人につき1通
- ②保育所等申込補助票・・・入園希望児一人につき1通
- ③就労証明書・自営業申立書・・・父・母各1通
- ④求職中の方は『保育所等入園に関する申立書（求職活動申立書）』・・・1通

◆共通（その他）

- ⑤母子手帳の写し（産前産後での申込み）
- ⑥診断書等の写し（病気又は介護等での申込み）
- ⑦上記以外で、家庭で保育が出来ないことを証する書類

2. 1号認定の方の提出書類は以下となります。

- ①入園願書・・・（定員になり次第締切ますので、早めにご提出下さい）

※入園願書は職員室で配布しています。提出は職員室へ直接お願いします。
職員へ渡し、提出をお願いすることは出来ません。

- ②支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書（現況届）・・・園児一人に1通
- ③保育所等申込補助票（変更がある場合）・・・園児一人に1通

※注意・・・一号認定の方は園が契約窓口となります。また、定員があります以上、必ず入れるとは限りません。申込多数の場合は選考となることをご理解下さい。分からない場合は、まずはご相談下さい。

3. 提出期限をお守り下さい。

* 12月21日（金）までに期日厳守で提出をお願い致します。（2号認定、3号認定の方）

* 11月5日（月）～定員になり次第締切 早めに提出下さい（1号認定）

*新しく入園を希望する在園児の兄弟児については、申込書は保育園に必ず提出下さい。

4. 支給認定及び利用できる施設

支給認定区分		保護者の状況	利用できる施設
保育不要	1号認定	児童が満3歳児以上で、幼稚園（施設型給付）や認定こども園での教育を希望される場合	幼稚園（施設型給付）、認定こども園
	2号認定	児童が満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	認可保育所（園）、認定こども園
保育が必要	3号認定	児童が満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	認可保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設

5. 【その他】

*保育所等利用申込書の入園児童の世帯員欄は、本人を除いて同居家族全員を記入して下さい。（*世帯分離を行っている場合でも、同一敷地内に居住されている場合は、同一世帯とみなして取り扱います）

*利用申込書への**印鑑**を忘れないように、確認し提出して下さい。

*『入所を希望する保育所等名』の希望理由欄は、在園児の場合は『通園している』として下さい。又、在園児は第二希望欄まで必ず記入して下さい。（2号、3号認定の方）（1号認定の方は、希望欄は第一だけで構いません）

*『保育の実施を希望する期間』欄は開始日の訂正がある場合は、二重線で訂正後、期日の記入をして下さい。

*市町村記載欄の入園児の年齢に注意下さい。

（入所児童の生年月日下段の年齢は平成31年4月1日現在の年齢を記入して下さい）

*個人番号の記入の必要はありません。（番号記入欄）は無記入でお願いします。